

## 認定作業療法士制度

### 認定作業療法士制度

#### 認定作業療法士とは？

「社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定したものをいう。（認定作業療法士規程 第3条）」

認定作業療法士の能力の水準は、次のとおりである。臨床実践能力：各病期、各領域などにおける対象者に対する作業療法の評価、介入、効果判定の一連の流れを実践する能力はもとより、他職種との連携や社会資源の活用、職場や行政などの制度の利用を含めた、総合的かつ継続的に作業療法を提供していく過程や予後（将来的展望）に立った作業療法の展開を実践する能力とする。教育能力：作業療法士養成課程での教育能力としては、養成施設や学校における教員としての教育能力である。臨床実習指導者として、また職場での指導者としての教育能力は、後輩への知識・技術のなどの伝達者としての能力である。研究能力：日常の臨床実践経験をもとに実践報告や作業療法学の発展のための研究が行える能力である。管理運営能力：職務に関わる関連諸制度を理解し、職場での管理運営を執行できる能力である。また、日本作業療法士協会の役割を理解し、協会発展に寄与する能力も含める。作業療法士として臨床実践に臨むにあたり、基礎的で共通の知識の学習と生涯学習の意義や方向性の理解を深め、臨床実践の基礎を学習する。

### 認定作業療法士 新規取得要件および更新要件

#### 認定作業療法士の新規取得要件

認定作業療法士を新規取得するためには、次の要件を満たさなければならない。（\*1、2は、2010年4月1日より追加施行）

- 1) 協会が主催する認定作業療法士取得共通研修 3 講座（教育法、研究法、管理・運営）の受講を修了していること。但し、理学療法士作業療法士養成施設等教員講習会受講修了者は教育法の受講を免除、また大学院の修士課程以上の学位を修めているものは研究法の受講を免除とする\*1。
- 2) 協会が主催する認定作業療法士取得選択研修 2 講座の受講を修了していること。
- 3) 事例報告 3 例の提出を修了していること。事例報告の方法は、事例報告登録制度に 3 事例の登録をするものとする。但し、2 事例までは以下の報告で代替可能とする（事例報告登録制度は 1 事例まで必須）\*2。

日本作業療法学会、WFOT 学会、APOTEC 学会で筆頭発表している場合、機関誌作業療法（研究論文、実践報告）や WFOT 加盟国の協会が発行する機関誌（原著論文）、ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍（商業誌、士会雑誌も可）に掲載されている場合には、それぞれ 1 回につき事例報告 1 回にカウントできる。

#### 認定作業療法士取得の諸注意

認定作業療法士取得のためには、以下の点に注意しながら研修等をすすめていく必要がある。まず、①基礎研修修了の有効期限内にあること。受講記録の基礎研修修了証の有効期限を確認する。有効期限内に認定作業療法士を取得できない場合には、基礎研修の更新申請を行う。基礎研修の 5 年毎の更新は、認定作業療法士を取得してから必要なことであり、ルーティン化することを推奨する。②都道府県士会に所属していること。

## 認定作業療法士の更新要件

認定作業療法士の資格を継続するためには、認定作業療法士を所得した日から5年以内に更新の要件を満たす必要がある。更新要件は5年以内に満たし、これを5年毎に続けることで継続が可能である。

更新要件は以下のとおりである。

### 【更新要件】

1. 基礎ポイントの取得
2. 臨床実践の報告
3. 後輩育成指導経験
4. 作業療法啓発に関する社会的貢献